

# 総合振興計画基本構想

## （平成20年度から29年度まで）を可決

### 後期高齢者医療に関する条例の制定を可決

#### 総合振興計画 基本構想を可決

春日部市総合振興計画は、合併後の新たなまちづくりの方向性や市の将来像を定め、今後10年間にわたる、総合的かつ計画的な行政運営の指針となるものです。

計画策定に当たっては、旧春日部市・旧庄和町の合併時に策定された「新市建設計画」を尊重しつつ、合併後の社会環境の変化や市民意向等を踏まえて策定されました。

基本構想は、長期的な視点から、本市のまちづくりを進める上での基本理念と将来像を示すとともに、まちづくりの枠組みとなる将来人口、土地利用を明らかにし、将来像の実現に向けた施策の大綱を示すものです。  
主な内容は次のとおりです。

#### ○基本理念

「新市建設計画」において、新市建設の基本的な考え方とした「市民主役・環境共生・自立都市」を総合振興計画においても継承しています。

#### ○将来像

「人・自然・産業が調和した 快適創造都市「春日部」」この将来像は、住んでいる人や訪れる人が快適な時間を過ごすことができ、住み続けたい、訪れたいと実感できる都市を実現していくために、魅力あるまちにとつて欠かせない「人」「自然」「産業」が調和し、だれもが快適に暮らせる都市を、人々の知恵や経験を生かしてつくり上げることを目標とするものです。

#### ○まちづくりの枠組み

① 将来人口  
将来人口については、ここ数年の傾向として、出生数が死亡数を上回る自然増に対し、

転入者数が転出者数を下回る社会減の状況で、全体として微減となっており、現在の傾向を踏まえて将来人口の推計をした場合、計画の目標年次の平成29年度には、23万8千人になると予測しています。

しかしながら、人口減少に歯止めをかけ、まちのにぎわいと活力を生み出すことが、今後のまちづくりには不可欠であると考え、定住性を高める施策の推進、新規定住者の増加促進に努めることにより人口増加を目指し、平成29年度の目標人口を25万5千人に設定しています。

#### ② 土地利用

長期的な視野のもと、計画的かつ効率的な土地利用を誘導します。

将来の都市構造としては、各駅を核とした生活系市街地の展開を基本とし、商業系を初めとする中心市街地の機能

強化を図るとともに、道路などの都市軸の整備拡張に伴って、農業と調和した流通・工業・商業系などの新たな土地利用ゾーンの展開を進めます。

#### ○施策の大綱

将来像を実現するため、3つの「基本理念」を念頭に置きながら、次の7つの「まちづくりの基本目標」に位置づけた各種施策を展開します。

- ① 子どもからお年寄りまで健康でいきいきと暮らせるまち（やすらぎの施策）
- ② 地域でつくる、安全で環境にやさしいまち（あんしんの施策）
- ③ 人々が集い、にぎわいのあふれる元気なまち（にぎわいの施策）
- ④ 個性を尊重し、生きる力と生きがいをはぐくむまち（はぐくみの施策）
- ⑤ 活気と活力に満ちた魅力あふれるまち（ゆたかさの施策）
- ⑥ だれもが参加・交流する市民が主役のまち（ふれあいの施策）
- ⑦ 市民の期待に応える行政を推進するまち（しんらいの施策）

#### 【賛成多数で原案可決】

### 討 論

⑤ 高齢者に高い負担を押しつけ、必要な医療を受けさせず、診療や薬の制限をする。  
以上を指摘し、反対します。

#### 後期 高 齢 者 医療に関する 条例の制定を可決

平成20年4月から75歳以上の医療保険制度である後期高齢者医療制度が開始されます。これにより、新たに設置された広域連合において、資格管理・保険料の賦課等を行い、保険料徴収を市が行うこととなります。この保険料徴収に当たつての必要事項、及び業務の範囲を定めるものです。

#### 【賛成多数で原案可決】

### 討 論

欠陥だらけの制度であることを指摘し  
反対（日本共産党）  
① 収入がない人、収入の少ない人からも容赦なく徴収。  
② 保険料を年金から強制的に天引き。  
③ 保険料の負担がない扶養家族も新たな負担がかけられる。  
④ 1年間払えなければ保険証を取り上げ、1年半払えなければ医療が打ち切られる。  
⑤ 高齢者に高い負担を押しつけ、必要な医療を受けさせず、診療や薬の制限をする。

以上を指摘し、反対します。

総合的で計画的な内容とは  
言いがたく議決に値するもの  
でないため反対(日本共産党)

基本構想とは、一読したただ  
けでも一定の明確さで具体的  
な方針や政策、その到達の目  
標等が明らかになるものでな  
ければなりません。ところが  
この基本構想では、施策の大  
綱において、7本の各施策が  
おのおのわずか3行で書かれ  
ています。これで何が明らか  
になるといえるのでしょうか。

また、次の点を指摘します。  
①目標人口設定に対し、その  
根拠となる政策展開が大変弱  
いと思います。

②人口増の計画に比較して、  
市街化区域の拡大構想は余り  
にも過大過ぎます。

③市政運営を市政経営に置き  
かえる点は問題です。効率の  
よい行政運営は当然であり、  
わざわざ経営感覚と称する必  
要はありません。

④中核市への移行は、合併以  
外には考えられません。平成  
の合併劇は、自治体リストラ  
であり、住民から行政がまず  
まず遠くなるだけのものです。  
⑤財政の見通しが必要不可欠  
です。

以上を指摘して反対します。

将来像を実現するため市民の  
皆さまとともに全力を注ぐこと  
を期待し賛成(新政の会)

この基本構想は、合併後初  
めての総合振興計画として、  
新しい春日部市の基礎づくり  
と持続的な発展を図ることを  
目的として、市民と行政が共  
有するまちづくりの指針とな  
る重要なものです。地方自治  
体を取り巻く環境は、一層厳  
しさを増しており、この春日  
部市のかじ取りをどのように  
行っていくのかということとは、  
非常に大きな課題です。

基本構想では、今後10年間  
にわたる長期的な視点に立つ  
て、本市の将来像を「人・自  
然・産業が調和した快適創造  
都市・春日部」と定め、それ  
を実現するための基本目標  
や、そのために必要となる施  
策の展開方針を定めています。

今後は施策の大綱にあるよ  
うに、市民と行政の協働によ  
る「ふれあいの施策」や、行財  
政改革を進める「しんらいの  
施策」の実施が、やすらぎ・  
あんしん・にぎわい・はぐく  
み・ゆたかさのそれぞれの施  
策の展開を支えながら、バラ  
ンスのとれた計画の推進を図  
ることを期待して賛成します。

財政見直しを含めた  
さらなる検討が必要と  
考え反対(フォーラム春日部)

市長は、総合振興計画は、  
「新市建設計画を尊重して策  
定される」としてきましたが、  
総合振興計画策定の段階で、  
新市建設計画について十分な  
検討がなされたとは言えませ  
ん。

また、今議会に提案されて  
いる総合振興計画は、余りに  
も総花的で、何を重点施策と  
しているかが理解できないた  
め、新市建設計画の変更に向  
たるかどうか、判断できない  
ものとなっております。もしも  
新市建設計画の変更となると、  
新たな財政計画の策定が必要  
となります。

合併後、国の地方財政計画  
が大きく変わった今、合併前  
の財政計画を見直し、新市建  
設計画を検討する必要がある  
と考えます。今回、財政計画  
が示されていないのは、新市  
建設計画を踏襲するからだど  
いうことであれば、その貴重  
な機会を失うことになると思  
えます。

以上の点から、この総合振  
興計画には、さらなる検討が  
必要と考え、反対します。

行政と議会が一体となって住ん  
でよかつたまちになるよう努力  
することを誓い賛成(春和会)

今、自治体は、異常な財政  
危機に見舞われていますが、  
この基本構想は非常にうまく  
まとまったと評価しています。  
この基本構想は、7つの施  
策に分かれています。その中  
で、やすらぎの施策が一番大  
事だと思えます。福祉の切り  
捨てはせず、福祉の充実をま  
します図っていく、非常によ  
い表現だと思えます。市立病  
院の再整備、再建も大変な問  
題であり、これから具体的に  
市長を初め執行部の皆さんが  
やる気を起こしていかなけれ  
ばならないと思えます。

にぎわいの施策も大変大切  
であり、住みたいまち春日部  
にしていかなければなりません。  
そのため、緑と調和し  
ただれもが快適な環境で豊か  
さの実感できるまちをつくつ  
ていく必要があると思えます。

また、産業経済の振興のた  
め、ゆたかさの施策にも力を  
入れてもらいたいと思えます。  
市長がリーダーシップを発  
揮し、市民が楽しく訪れるよ  
うな市役所をつくっていただ  
くことを要望し賛成します。

以上を指摘して反対します。

適正な事務の遂行により  
高齢者医療制度が充実する  
よう期待し賛成(新政の会)

この医療制度は、財政責任  
を負う主体を明確化し、新た  
な医療サービスを提供するこ  
とを目的とするもので、本条  
例は、市が行う事務の保険料  
徴収業務等を定め、本医療制  
度の運営に必要な不可欠なも  
です。今後、広域連合におい  
ては、運営の効率化と財政の  
安定化に努めるとともに、適  
正な事務の遂行により高齢者  
医療制度が充実するよう期待  
して賛成します。

制度の撤回も含む見直しを求めるが  
保険料徴収等のためには必要  
であり賛成(フォーラム春日部)

この制度は、高齢者医療費  
増大の対策として、主に75歳  
以上の方に負担を強いるもの  
で、認めがたいものです。

しかし、本条例は保険料徴  
収等について定めるもので、  
制定しないと、春日部市の75  
歳以上の方が医療を受けられ  
なくなるおそれがあります。

県の後期高齢者医療広域連  
合において、この制度の抜本  
的改正を検討するよう強く要  
望し、賛成します。